

第 2 期千葉市地域福祉計画（案）

H 2 2 . 1 0 / 1 9 時点

(仮)第2期千葉市地域福祉計画 目次(案)

第1章 地域福祉について

1 地域福祉計画について	1
2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割	3

第2章 千葉市の現状、第1期計画の取組状況と課題

1 千葉市の地域福祉の現状	4
2 地域福祉を取り巻く環境の変化	8
3 第1期計画を踏まえて(成果と課題)	9

第3章 第2期千葉市地域福祉計画の概要

1 基本的な考え方	10
2 策定の経緯	10
3 各区地域福祉計画、他計画との関係	12
4 計画期間	15

第4章 基本テーマと取組み

1 基本テーマ	16
2 基本テーマを具体化するための施策	17
基本テーマ1 情報提供・相談体制	18
基本テーマ2 居場所の確保・社会参加	21
基本テーマ3 支え合いの仕組みづくり	24
基本テーマ4 意識啓発・人材育成	28
基本テーマ5 基盤づくり	31

資料編(作成中)

I 社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会委員一覧 (平成20年度～平成21年度は千葉市地域福祉計画推進協議会)	〇〇
II 検討の経緯	〇〇
III 事業一覧表	〇〇
IV 各区地域福祉計画の概要	〇〇

－ 第1章 地 域 福 祉 に つ い て －

1 地域福祉計画とは

(1) 背景

みなさんは、「地域福祉計画」と聞いて、どのようなものを想像されますか。

言葉から推測すると地域の福祉を進めるための計画？とも思われますが、「漠然としてイメージが湧かない」、また、「福祉に関する計画は高齢者や障害者、こどもに関するものなど色々とあるので、その違いが分からない。」といった印象を抱く方も多いのではないのでしょうか。

確かに、今まで福祉と言えば対象者ごとの福祉の議論が中心でしたが、本来の福祉は分野を超えた包括的なものです。

更に行政だけではカバーしきれない身近な生活課題を**地域住民**が中心になって**担**
っていくという考え方に「地域福祉」の原点があります。

保健福祉に関する市民のニーズは多様化し、こどもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、誰もが皆安心して充実した生活を送るためには、お互いのコミュニケーションを深めるとともに、「地域で支え合う力」を高めることが一層大切になっています。

行政においては、そのような市民のニーズに対応するため、多様な保健福祉サービスの提供が求められていますが、一方、地域においても、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」という。）、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業など各地域に所在する様々な団体・組織等が、行政と連携し適切な役割分担の下にそれぞれの身近な生活課題の解決に取り組むことが求められます。

本市では、平成18年3月に「住民参加」、「連携」及び「共生」という3つの視点から地域における保健福祉を中心とした活動をより積極的に推進するための『花の都・ちば ささえあいプラン』（第1期千葉市地域福祉計画 計画期間：平成18年度～22年度）を策定しました。

また、各区ではこれと同時に区内の地域住民が中心となり、**身近な地域での様々な生活課題を解決するための**「区地域福祉計画 計画期間：平成18年度～22年度」を策定しました。

今回、第1期計画の実施、取り組みにより生じた課題や残された課題、千葉市を取り巻く環境の変化や社会情勢を踏まえて予測される課題を解決するために、

第2期千葉市地域福祉計画・第2期各区地域福祉計画を策定するものです。

(2) 社会福祉法における地域福祉の位置付け

これからの福祉は、地域社会を構成するすべての人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根差して助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく、安心で充実した生活が送れるような、地域社会を基盤とすることが重要であると考えられます。

地域福祉計画は、そのような地域福祉を推進するために、平成12年6月の社会福祉法の改正により新たに規定された計画です。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 地域福祉を推進するための大切な視点

地域福祉は、市民と行政とが共に力を合わせて進めるものです。

そこで、地域福祉を進めるために策定される「地域福祉計画」は、直面する生活課題に対し**市民の自発的活動とそれを推進する行政の施策がうまく結び付いて、相互に補完し合うものとなるように考えていくことが大切です。**



共に力を合わせると
言っても、具体的には
どうするのかな？

2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割

市民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ市民及び行政とが、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力することが必要です。

このため、「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う地域社会を作り出すことが必要です。

自 助

「自助」とは、「自分のことは自分で行うこと！」

日常生活の中で自らの責任において、**自分でできること**は自分たちで行うということです。

行政まかせや他人ごとではなく、個人や家族が自ら解決するということです。

共 助

「共助」とは、「地域住民同士の支え合い！」

地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。

隣近所をはじめ、様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支え合い助け合いながら、地域の生活課題の解決を図るものです。

公 助

「公助」とは、「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと！」

各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性をもった人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。



—第2章 千葉市の現状、第1期計画の取組状況と課題—

1 千葉市の地域福祉の現状

千葉市は、市域が広く、地域により都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なります。

そこで、それぞれ地域の実情を十分に反映するため、住民の参加と活動により生活課題の解決を図る区ごとの「区地域福祉計画」と、6区の計画内容を踏まえ市として取組むべき施策を中心とする全市的な「市地域福祉計画」とが策定されています。

(1) 区計画について

身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと（**自助**）、地域住民同士が支え合うこと（**共助**）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

策定当初から多くの市民が参加し、地区フォーラムや区の策定委員会を通じて自ら課題を設定し検討を行ったものであり、その中で提案された身近な生活課題の解決策を盛り込んでいます。

(2) 市計画について

地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、区計画の取組みを支援する施策、施設整備や人材育成等地域福祉を推進するための基盤作りを行う施策（**公助**）を盛り込んでいます。

千葉市の地域福祉計画は、「区計画」と「市計画」で役割を分けているんだね。
それぞれの計画ではどんなことをしてきて、
今後は何が必要になるんだろう。



(3) 第1期区地域福祉計画の実践傾向

第1期区地域福祉計画には、生活課題解決のための自助・共助を中心とした具体的取組が、次表のとおり掲載されています。

区 名	中 央	花見川	稲 毛	若 葉	緑	美 浜
取組数	5 1	1 0 6	3 5	2 9	3 1	3 9

これらの具体的取り組みについては、区地域福祉計画推進協議会の各委員が自らの活動母体を中心にその実践状況を情報収集し、結果を同協議会に報告しています。

当該協議会では、それらの報告を集約し、大まかに分類整理しました。実践傾向は次表のとおりです。

	分類区分	実践傾向
1	相談体制	社協地区部会や町内自治会の広報紙による活動事例の紹介や、子育て相談など地域での生活相談が行われている事例が報告されています。
2	情報提供	
3	交流の場	社協地区部会を中心に高齢者や子どもを対象とした交流の場づくり（サロン事業）が活発に行われている反面、障害者を対象とした事例報告は少数に止まりました。
4	社会参加	
5	見守り体制	様々な団体が、一人暮らし高齢者等の日常生活全般に及ぶ支援体制づくりに取り組んでいます。また、町内自治会による防犯パトロールや地区部会による緊急時の支援体制づくりや防災・防犯マップづくりの事例が報告されています。
6	防災対策	
7	人材育成	地区部会や民生委員と連携しボランティア講座や研修会を自主的に開催している例や中学校において福祉教育や福祉活動が行われている例が報告されています。
8	福祉教育	
9	基盤整備	地域住民が点字ブロック上の障害物調査を行った事例などがある反面、バリアフリー化の推進等、住民の取組項目に馴染まないものの多くが未着手となっています。
10	その他	

※取り組みにより複数の分類にまたがるものも多くありますが、そのような取り組みは目的が一番近い項目で分類しています。

(4) 第1期市地域福祉計画の推進状況

ア 計画に定める施策の実施状況

第1期市地域福祉計画では、5つの基本テーマを具体化するため、計107の施策を実施することとしましたが、その進捗状況は本計画策定時（2010年12月末現在）において次表のとおりです。

基本テーマ	施策の方向	実施	未実施
知る・えらぶ (計 21 事業)	手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる (9 事業)	6	3
	相談しやすい体制をつくる (12 事業)	11	1
つどう・参加する (計 30 事業)	身近な居場所を確保する (11 事業)	8	3
	多様な交流の機会を増やす (10 事業)	10	0
	社会参加の機会を増やす (9 事業)	8	1
ささえる・つなぐ (計 32 事業)	身近なささえあいの仕組みをつくる (11 事業)	11	0
	安心して暮らせるまちをつくる (11 事業)	10	0
	地域のネットワークをつくる (10 事業)	8	2
育ち・育てる (計 15 事業)	担い手となる人材を地域で育てる (10 事業)	9	1
	福祉のこころをはぐくむ (5 事業)	5	0
基盤をつくる・進める (計 9 事業)	地域福祉の基盤をつくる (4 事業)	4	0
	住民参加の仕組みをつくる (5 事業)	5	0

107 施策のうち、「簡単じゃないか福祉システム (仮称)」の構築等の情報提供の充実や保育所所定の休日開放等の居場所の確保など一部の施策は未実施でしたが、その他の 96 施策は実施済みであり、一部の施策を除き概ね計画どおりの施策展開が図られました。

イ 計画を推進するために実施された主な事業

(ア) 各区地域福祉計画推進協議会の設置・運営 (平成 18 年度～)

各区地域福祉計画を、地域住民が自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため、地域住民、地域福祉活動者及び社会福祉事業者等で構成する区地域福祉計画推進協議会 (以下「区推進協」という。) を設置しました。

区推進協では、計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また、今後の取組み方策について意見交換するほか、①計画に関する広報、②地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整、③計画の取組状況の把握、④行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整などを行っています。

(イ) 市地域福祉計画推進協議会の設置・運営 (平成 20～)

市地域福祉計画の見直しや地域福祉を推進する取組みの検討、同計画や各区地域福祉計画の進捗状況を把握するため、学識経験者、福祉関係等の団体の代表者、各区地域福祉計画推進協議会委員長や公募市民等で構成する市地域福祉計画推進協議会 (以下「市推進協」という。) を平成 20 年に設置しました。

平成 22 年度からは、その機能は市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会が引継ぐこととなりました。

回	年 月 日	主 な 議 題
1	20 年 11 月 13 日	委員長・副委員長の選出、本市における地域福祉の現状と課題、今後のスケジュール
2	21 年 3 月 25 日	公的福祉施策の現状等と地域福祉に係る国の動向 市計画の推進状況
3	21 年 6 月 11 日	副委員長の選任、市計画の推進状況と課題 区計画の見直し
4	21 年 9 月 4 日	区計画の推進状況（中央区・若葉区・緑区）
5	21 年 11 月 4 日	区計画の推進状況（花見川区・稲毛区・美浜区）
6	22 年 2 月 16 日	区計画の推進状況の傾向と課題、市計画の見直し
7	22 年 3 月 23 日	市計画の見直し、次期市計画の策定方針
8	22 年 7 月 21 日	次期市計画案の検討
9		
10		

（ウ）「始まっています!! “ささえ愛・たすけ愛”（地域福祉活動事例集）」の発行（平成19年度）

計画が具体化され実践にまで繋がるよう、新規に活動を開始する方や活動領域の拡大を検討している方達の参考となる事例集を平成20年3月に発行しました。事例集には、市内で実践されている地区部会や町内会、NPOの活動事例が12事例（1区2事例）掲載されています。

（エ）地域福祉パイロット事業（平成18年度・19年度）

社協地区部会等が行う、先進的・模範的な社会福祉の増進に資する事業や区計画に位置付けられている事業などに対し、事業開始に伴う諸経費を助成しました。1事業につき10万円を上限として、2年間で延べ90事業を対象としました。

（オ）地域福祉推進モデル事業（平成20年度・21年度）

区計画に位置付けられた取組項目を、新規で自主的に企画・運営する地域の様々な団体に対し助成を行いました。

本事業は、新規事業の開始を市が2年間に亘り側面支援することで、同事業の安定的な運営を図ることを目的としていました。

1団体年間15万円を上限として、見守り体制の構築等を行う社協地区部会や福祉マップを作成するボランティアグループなどの計12団体に助成を行いました。

2 地域福祉を取り巻く環境の変化

(1) 千葉市の状況の変化

本市の総人口は、平成22年●月●日現在、●人となっており、第1期計画が策定された平成18年3月(●人)に比べて●人程度の増加となっています。

平成22年●月●日現在の65歳以上の高齢者人口は、●●人となり、高齢化率も●%から●%に上昇しています。区別の高齢化率では、●区(●%)が最も高く、●区(●%)、●区(●%)、●区(●%)、●区(●%)、●区(●%)の順にですが、いずれも平成18年の計画策定時に比べて急速な高齢化が進んでいます。

平成22年●月●日現在の14歳未満の年少人口については、●人、年少人口比率は●%となっています。区別の年少人口比率は、●区(●%)が最も高く、美浜区(●%)、花見川区(●%)、若葉区(●%)、稲毛区(●%)、中央区(●%)の順となっています。

平成●年の出生率(人口千人対)は、●と全国平均の●より低くなっていますが、合計特殊出生率については、多少の増減はあるものの、ほぼ一貫して低下しており、平成●年では、●となっており、全国平均の●を下回っています。

(2) 国の動向

ア これからの地域福祉のあり方に関する研究会

平成19年、厚生労働省において、「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するため、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が設置されました。

翌年3月末に検討の結果が報告書として取りまとめられ公表されました。

本報告書のうち、「IV 地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策」において、市町村の役割として従来の福祉の枠にとらわれない総合的なコミュニティ施策が必要であることなどが明記されており、市計画の見直しを行うに当たり留意する必要があります。

イ 要援護者の支援方策について

平成19年8月、厚生労働省から関係6課長名で「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」と題する文書が都道府県・指定都市・中核市宛て発出されました。

そこには、要援護者の把握や要援護者情報の共有、要援護者の支援等についての市町村の適切な対応が記載され、地域福祉計画にはそれらを記載することが求められています。

したがって、市計画の見直しを行うに当たり、この点について留意する必要があります。

また、当該文書では「避難支援ガイドライン」に基づき「避難支援プラン」を作成することも求められていますが、この点について本市では、平成22年3月に同プランに該当する千葉市災害時要援護者支援計画を作成しています。

3 第1期計画を踏まえて（成果と課題）

平成18年に第1期計画を策定した際は、地域住民を含む様々な関係者から成る地区フォーラムを市内に24設置し、合計408人ものフォーラム委員が地域に密着した生活課題の抽出から解決に至るまで話し合いを重ね、策定作業を進めてきました。

このような多数の市民を交えての計画の策定は、市にとっても初の試みであり、計画の内容もさることながら策定それ自体が画期的で意義あるものでした。

その後、5年を経て本計画の策定に至るまでの間、区推進協では各区計画の推進に努め、また、市推進協も含めそれぞれで第1期計画を推進していく中で、次のような意見が課題として出ました。

- 地域福祉計画がまだ、地域住民や団体等に十分知れ渡っていない。
- 社会福祉協議会地区部会や町内自治会をはじめ、地域により団体の活動に大きな差があると思われる。
- 活動拠点や活動資金の関係から、安定的な地域福祉活動の運営が図れない。
- 独居高齢者や単身世帯の増加などに起因する様々な問題、特に孤独死対策などについて、地域主体の支援策を検討する必要がある。
- 地域福祉活動を実践している担い手は、現状で手いっぱいである。新たな担い手をどのように確保していくかが問題である。
- 住民主体（共助）で行う区計画について、より一層の側面支援が必要である。
- 実践された区計画の取り組みも、地域に根付いた継続的な活動に発展しないことが多く、住民の関心が高い取り組みが多く実践されている一方で、**必要性の高い**取り組みが実践されていない傾向がある。
- 地域には、支え合い・助け合いの体制づくりの機運が芽生え始めているが、そのような先進的な取り組みが、他地域に広がっていない現状が見られる。



様々な課題に一つ一つ向き合うことが、花を咲かせるための第一歩なんだね。

—第3章 第2期千葉市地域福祉計画の概要—

1 基本的な考え方

第2期市地域福祉計画の策定にあたっては、**地域における生活課題やその解決策はある程度普遍的なものであるため、**第1期計画策定にあたり多くの市民の参加の下で抽出した生活課題やその解決策は引継ぎつつ、前章で触れた課題や社会情勢の変化等に対応するための取り組みを盛り込むこととしました。またわかりやすく体系を整え、第1期計画に比べてコンパクトにすることで、より市民の方々に身近に手に取っていただけるものとししました。

さらに、市計画と各区計画の役割を明確にし、より効率的な公的サービスの周知や提供を行うとともに、各区計画における地域での課題解決に向けた取り組みへの支援に重点を置くこととしました。

2 策定の経緯

第2期市計画は、前記のとおり市推進協及び社福審地域福祉専門分科会の場において2年間で10回に及ぶ審議を経て策定されました。

また、策定にあたっては、次のとおり市民説明会を開催のうえ市計画と開催区の区計画の素案を示し出席者から意見聴取を行い、市推進協の委員以外の多くの市民の意見が反映されるよう努めました。

【市民説明会】

① 開催日

平成22年10月30日	中央区、美浜区
同 31日	稲毛区、若葉区
同 11月13日	花見川区、緑区

② 主な意見

また、そこで得た意見を踏まえ最終案を策定し、「千葉市市民参加及び協働に関する条例」に定めるパブリックコメント手続を次のとおり経た後、本計画を定めました。

【パブリックコメント】

① 意見募集期間

平成23年1月 日（ ）から平成23年1月 日（ ）まで

② 周知方法

ア 市政だより、ホームページに記事掲載

イ 記者発表、記事掲載

ウ 関係団体へのお知らせ

平成23年1月 日（ ）から平成23年1月 日（ ）まで

③ 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール及び持参

④ 募集結果

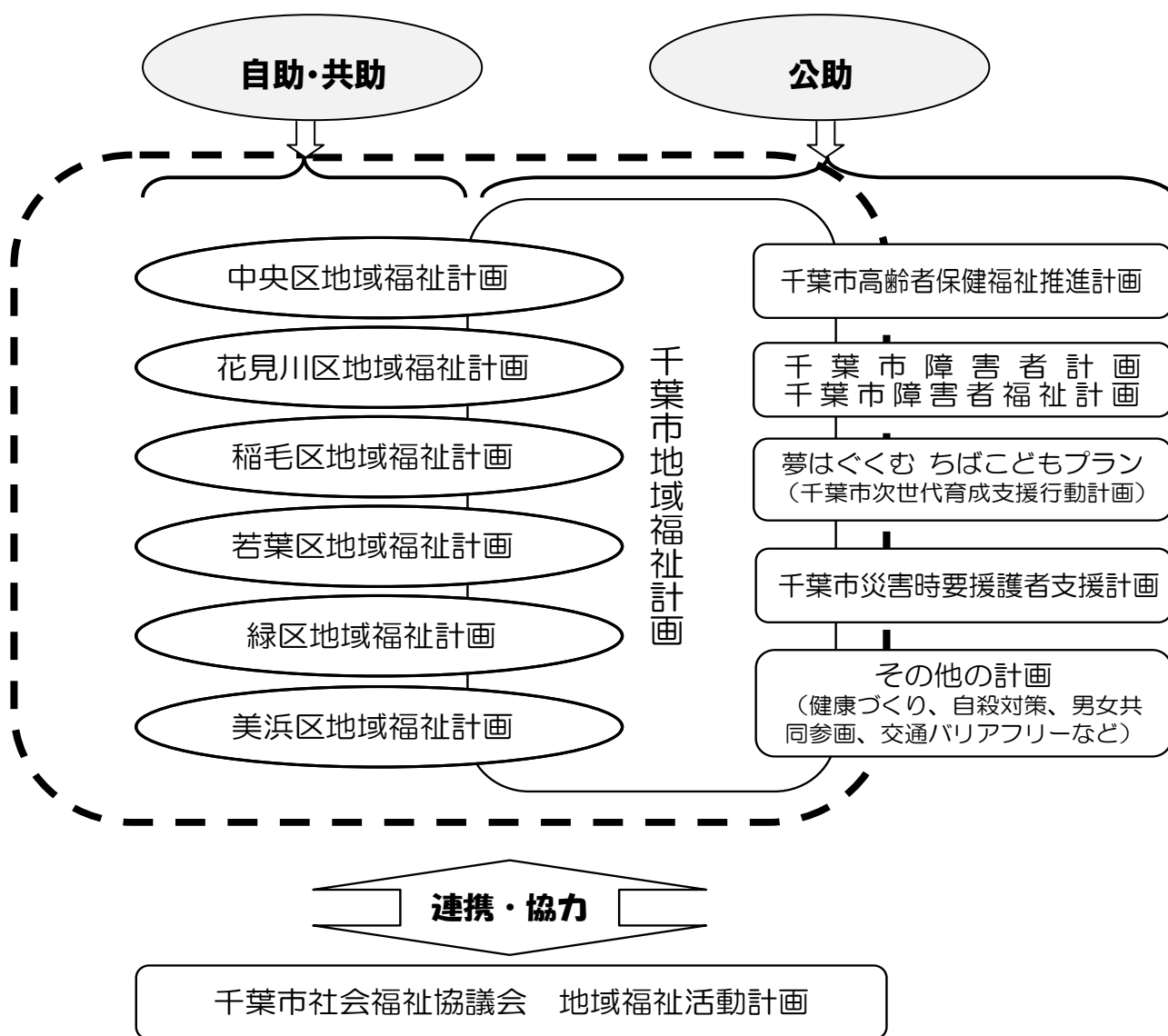
郵送、ファクシミリ、電子メール及び持参

ア 提出者数 人

イ 意見総数 件

3 各区地域福祉計画、他計画との関係

(1) 各計画の関係（イメージ図）



他の様々な行政計画と重なる部分が多いけど、
計画と計画のすき間で支援の対象とならない人
に対して、地域福祉計画では自助・共助・公助
で連携して支援していこう、ということなんだ
ね。



（２）市計画と各区計画との関係（両者の連携）

市内６区で策定されている各区計画についても、市計画と同様に今回見直しを行い、「第２区期計画」（計画期間は平成２３年度～２６年度）を策定しています。

各区共通の見直しポイントとしては、①バリアフリー化の推進等自助・共助では実施が困難な取組項目の削除、②担い手の明確化、③重点項目の設定などです。

今回は市計画を策定するに当たり、①で削除された項目について公助で取組むことの可否を確認したほか、区計画に定める自助・共助の取組みを支援するため市として取組むべき施策について検討を行うなど、両者がより連携の取れたものとなるよう配慮しました。

(3) 他の主な計画の概要と計画期間

市新総合ビジョン	「千葉市新総合ビジョン」は、市政の基本理念や基本目標を掲げた「千葉市基本構想」と、2015（平成 27）年を目標年次とする中長期的な都市づくりの基本的方向性を示す「ちば・ビジョン 21」とで構成する。
市基本構想 （期間無）	21 世紀を展望した市政運営の指針とする。 ○基本理念 「人間尊重・市民生活優先」 ○基本目標 「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」
ちば・ビジョン 21 （H13～27）	市政運営の中長期的指針となるもので、計画期間は 2001（平成 13）年を初年度とし、2015（平成 27）年を目標年次とする 15 年間である。 ○ビジョンの目標 「やすらぎをはぐくみ 未来を支える都市づくり」 ○9 つの将来像実現のための方向と 6 つの区の将来像 *現在、これに代わる市基本計画（H24～33）を策定中
第 2 次 5 か年計画 （H18～22）	「ちば・ビジョン 21」に基づく、第 2 次の実施計画（5 か年計画）。 ○計画の目標 「夢と誇りがもてる 安全・安心のまちづくり」 ○内容 第 9 部 486 事業で構成 *今後、これに代わる実施計画（H24～26）を策定中
市高齢者保健 福祉推進計画 （H21～23）	介護保険法に基づく介護保険事業計画（第 4 期）と、老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体のものとして策定。 ○計画目標 「明るく活力ある超高齢社会の構築に向けて」 ○内容 7 つの施策体系により構成
第 2 期市障害 福祉計画 （H21～23）	障害者自立支援法第 88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画である。 ○計画の目標 必要な障害者福祉サービスに係る給付その他支援により、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る。 ○内容 ①指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供、②地域生活支援事業の提供を実現するための各種方策により構成
市障害者計画 （H18～22） ※次期計画は H23～26 を予定	障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく市町村障害者計画である。 ○基本目標 誰もがお互いの個性を認め、支えあい助け合い、地域で自立して暮らせるまちを実現する。 ○内容 自立支援、バリアフリー、特性に応じた支援及び参加と協働を視点に 6 つの施策体系により構成
市次世代育成 支援行動計画 （後期計画） （H22～26）	次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「行動計画」で、前期計画の評価を踏まえ、新たな課題に対応するために策定 ○計画の目的 次代を担う子どもたちの成長、子育てに伴う喜びが実感されるように総合的な支援を推進し、子どもを産み育てたいと思う環境づくりをめざす。 ○内容 地域における子育て支援をはじめとする次世代育成支援対策の取り組みを明らかにしたものであり、「保育計画」及び「ひとり親家庭自立支援計画」と一体のものである。

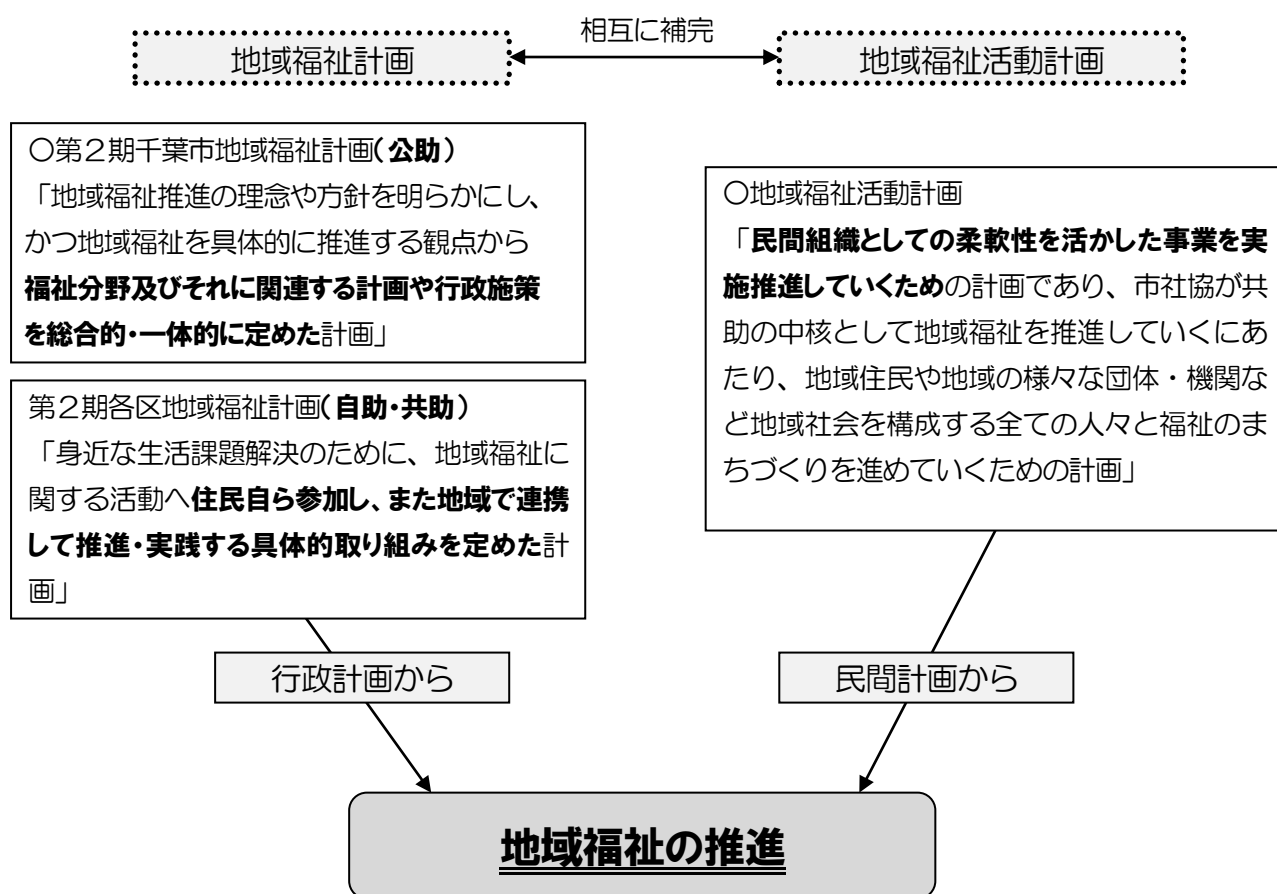
(4) 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係 **(※地域福祉活動計画の策定に合わせて随時修正予定)**

社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者など地域福祉に幅広く関わる人たちを構成員として、「共に手を携える福祉社会の実現」を目指し、市民や活動団体等と話し合い、協力しあい総合的な福祉の推進を図るために設置された、社会福祉法に位置づけられている公共性と自主性をもつ民間組織です。

社会福祉協議会は、地域で福祉活動を行う人たちが、様々な課題や問題を解決する基本指針となる「地域福祉活動基本計画（平成23年～32年）」と、これを実現するための「地域福祉活動実施計画（平成23年～27年）」を策定しています。

平成23年度を初年度とする両計画は、学識経験者、関係団体及び地域の代表者、関係行政機関の職員により構成される地域福祉活動基本計画及び実施計画策定委員会において、策定されました。

地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉の推進を目的として相互に補完し、十分な連携・協力を図るものとします。



4 計画期間

本計画と関連のある次期市高齢者福祉推進計画や障害福祉計画の終期が、平成26年度であることを踏まえ、平成23年度から平成26年度までの4年間とし、必要に応じて随時修正を行うこととします。

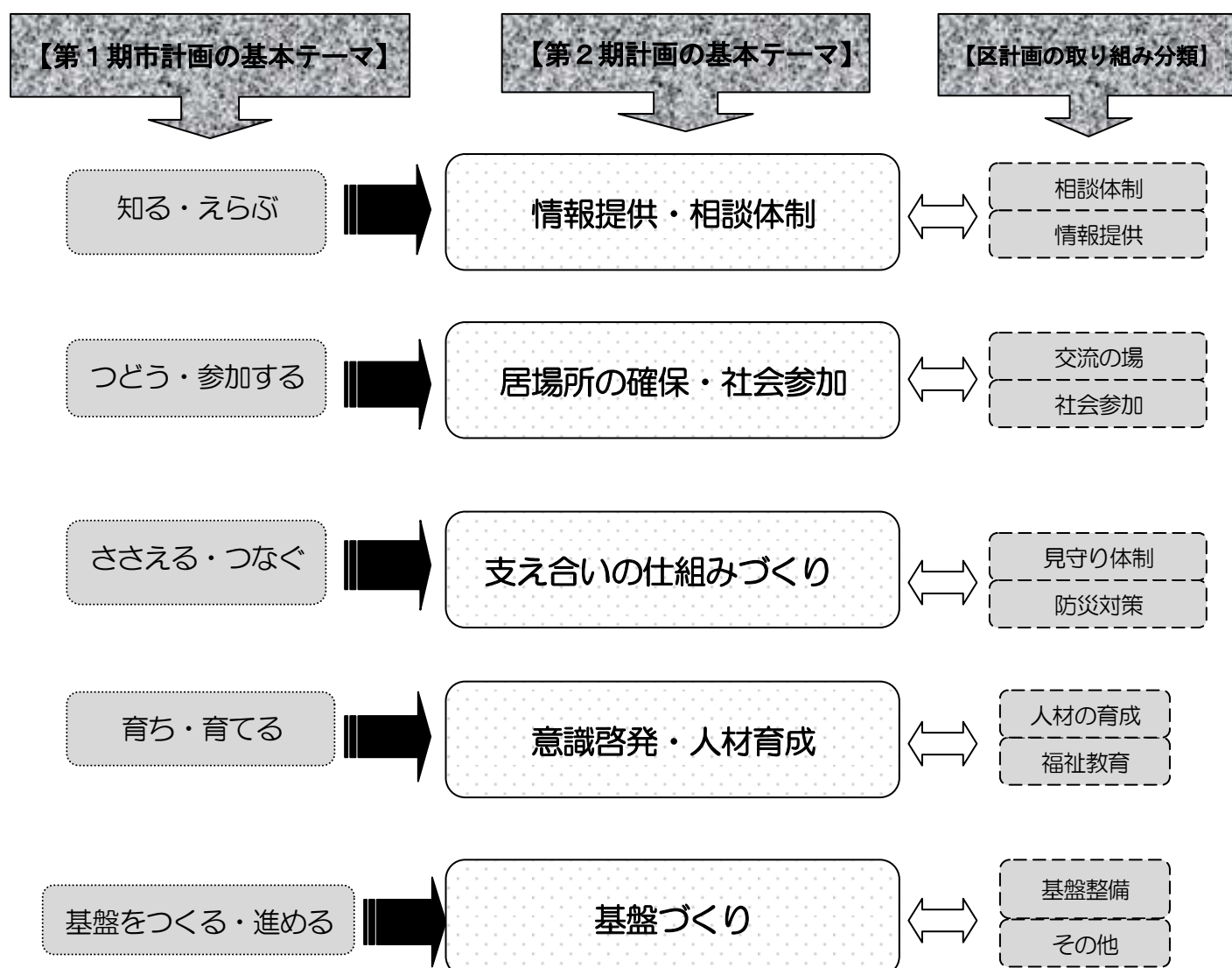
－ 第4章 基本テーマと取り組み －

1 基本テーマ

第1期計画では、地域ごとにそれぞれの生活課題を抽出しましたが、このような生活課題から具体的な方策に向けた道すじを機能別に整理し、「知る・えらぶ」、「つどう・参加する」、「ささえる・つなぐ」、「育ち・育てる」、「基盤をつくる・進める」という5つの基本テーマに集約させました。

第2期計画では5つの基本テーマの方向性を継承しながら、よりわかりやすく、イメージしやすくするために基本テーマの文言を修正しました。

また、この基本テーマは、「第2章 1（3）第1期各区地域福祉計画の実践傾向」において示した区計画の取組みの分類結果とも次のとおり対応しています。



2 基本テーマを具体化するための施策

基本テーマを具体化するための施策として、それぞれのテーマに沿った11の取組項目を全庁的・分野ごとに実施、推進します。

各区地域福祉計画推進（自助・共助）のために、特に住民の意識啓発・担い手づくり支援・環境整備に努めます。

基本テーマ	取組項目
1 情報提供・相談体制	①情報・サービス提供方法の充実
	②相談体制の充実
2 居場所の確保・社会参加	③居場所・交流の場づくり
	④社会参加の機会促進
3 支え合いの仕組みづくり	⑤ネットワークの充実
	⑥防犯体制の充実・安全確保
	⑦防災体制の強化・支援
4 意識啓発・人材育成	⑧福祉への意識を高める
	⑨担い手の確保
5 基盤づくり	⑩福祉基盤の整備・活用
	⑪各区地域福祉計画推進のための支援

基本テーマ1 情報提供・相談体制

【ア 現状における課題】

①情報・サービスの提供方法

市の福祉に関する情報は、市政だよりや広報紙、インターネットなどを通して提供されていますが、情報が多すぎて本当に知りたい情報やサービスに辿り着かない、分からないといった状況も出てきています。

②相談体制

最近、地域住民同士のコミュニケーションが薄れてきており、身近な相談者がいない状況が増えています。このような問題を解決するためには、身近なところで気軽に相談を受けることができる体制を充実させる必要があります。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

①情報・サービスの提供方法

地域に住む人たちが、地域に関する情報を手軽にわかりやすく入手できるための環境を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。

②相談体制

各区保健福祉センター内に設置された保健福祉総合相談窓口やあんしんケアセンター（地域包括支援センター）等の対象者毎に設けられた相談窓口の機能の充実に努めます。

自分に合ったサービスを選ぶには、必要な情報を簡単に得られる仕組みが重要だね！



【ウ 主な取組み】

取組項目① 情報・サービス提供方法の充実

○地域の様々な組織・団体への直接的なアプローチ(地域福祉課・各区保健福祉センター) (新規※)

→行政と各区地域福祉計画推進協議会委員の協働により計画の普及に努める。

○地域住民や団体が参加できる場の設定(地域福祉課・各区保健福祉センター) (新規)

→体験談・先進事例の紹介など行うフォーラムの開催。

○地域福祉計画ホームページの充実(地域福祉課)

→相互の情報交換機能の追加など充実に努める。

○子どもホームページの活用(こども企画課)

→子ども交流館ホームページで、子どもたちの興味のある情報や地域の身近な情報など、親子で楽しめる情報を分かりやすく伝える。

○地域福祉活動事例紹介の充実(地域福祉課)

→地域福祉活動を実践している団体への活動の参加など、体験を通じた紹介の充実

○電子申請サービスの拡大(情報企画課)

→インターネットを介して自宅などから市への申請・届出等の行政手続を行うことができる電子申請サービスについて、利用者ニーズが高い手続きや携帯電話からの申請・届出を可能とするなど、利用者の利便性の向上を図る。

○市役所コールセンター(広聴課)

→行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせへ、一元的に対応する。

取組項目② 相談体制の充実

ア) 総合相談

○保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」(保健福祉総務課・各区保健福祉センター)

→高齢者、障害者、こども等に係る総合的な相談業務の充実に努める。

イ) 高齢者・介護

○あんしんケアセンターにおける相談対応(高齢福祉課)

→地域住民の心身の健康保持、要介護状態の軽減や悪化を防止するために、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、また、権利擁護事業などを行う総合的な窓口としての機能の充実に努める。

○介護相談員派遣事業の充実(介護保険課)

→介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じることにより、利用者と事業者の橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を目指す。

ウ) 障害者

○障害者相談(障害者自立支援課)

→障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう様々な相談に応じ、支援する。

○こころの健康センターでの支援(こころの健康センター)

→精神的健康の保持増進、精神障害の予防、精神障害者の社会復帰促進などの援助を行う。

○発達障害者支援センターの運営(障害者自立支援課)

→自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、ADHD(注意欠陥多動性障害)などの発達障害者、及びその家族からの相談に応じ、指導、または助言を行うとともに、関係機関と連携し、地域における支援体制の充実に努める。

エ) 出産・子育て

○子どもの相談・支援体制の強化(健全育成課・児童相談所)

→児童に関するあらゆる問題を専門的に調査・診断し、指導を行うため、児童相談所をはじめとした、子どもの相談・支援体制の充実。また、地域子育て支援センターにおいて、遊びを通じた親子のふれあいの場の提供、各種相談指導、子育てサークルへの支援、子育てに関する情報提供を行う。

○子育て支援館の運営(保育支援課)

→子育てコーディネーターが各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行う。また、子育てに関する相談を受け、必要な援助や関係機関との連絡調整を行う。

○出産、育児の相談(健康企画課)

→出産する病院の情報提供や新生児の育児の相談の充実に努める。

○子どもと親の相談員等活用事業(教育委員会指導課)

→小学校に「子どもと親の相談員」を配置。不登校や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

○子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業(教育委員会生涯学習振興課)

→子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターの派遣。家庭教育アドバイザーが、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行う。

オ) 女性相談

○ハーモニー相談室(男女共同参画課)

→家族、健康、対人関係など、様々な女性の悩みや不安について相談を行う。
(千葉市ハーモニープラザ女性センター内)

基本テーマ2 居場所の確保・社会参加

【ア 現状における課題】

③居場所・交流の場

以前は、地域の中に商店街や空き地など子どもたちや近所の人が集まる場所があって、楽しく会話を交わす光景がよく見られましたが、空き地が少なくなったり商店街も衰退してきて、こういった居場所が少なくなってきました。

そういった状況の解消のために、学校の余裕教室や空き店舗、空き家、保健センター跡施設などの既存の公共施設をできる限り有効活用するなどして、居場所の確保に努めます。

一人暮らしの高齢者や子育て中の親などは、身近なところに仲間を作りたいと思っても、そのような機会が少なく孤立しがちになっています。

最近では、社協地区部会が実施しているいきいき・ふれあいサロンやいきいき・子育てサロンなどによる市民主体の交流の機会、**また、**保育所での交流やいきいきプラザなどでの交流の機会がありますが、今後もこのような交流の機会を増やす必要があります。

④社会参加

障害者やひとり親の中には、働きたくても雇用されずに困っている人がいます。雇用の機会を増やし、自立と社会参加の機会を増やす必要があります。

子育て中の母親は、地域で開催されるイベントに参加したい気持ちがあっても、子育てで社会に参加する機会が少ないのが現状です。子育ての負担を軽減し、社会参加を促進する取組みが求められています。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

③居場所・交流の場

既存の施設を活用して居場所の確保に努めます。

地域に暮らす人々みんなが、様々な交流の機会を持てるよう、地域で気軽に参加できる交流の機会、仲間づくりができるイベントの機会を充実します。

④社会参加

障害者やひとり親の就労など社会参加への機会づくりに努めます。

区計画の実践傾向を見ると、地区部会などが行う高齢者や子ども達のための交流の場づくり（サロン事業）は大分活発のようだね。



【ウ 主な取組み】

取組項目③ 居場所・交流の場づくり

ア) 高齢者（介護予防も含む）

○いきいきセンターの利用促進(高齢施設課)

→高齢者の健康と生きがいを高め、余暇活動や自主的な活動の活性化を図るとともに、介護予防と交流を促進する拠点として運営する。

○老人クラブ活動の充実強化(高齢福祉課)

→老人クラブの生きがいづくりや健康づくりに係る各種活動、社会奉仕活動を促進するとともに、老人クラブ活動のリーダーを育成するための指導者研修等を充実する。

イ) 障害者

○長柄げんきキャンプ(教育委員会指導課)

→少年自然の家で市立小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒による宿泊学習を行う。

○トイライブラリー運営事業(障害者自立支援課)

→心身障害児がおもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復及び能力発達を促進する。

ウ) こども

○こどもカフェ（仮称）の整備事業(こども企画課)(新規)

→家庭環境に問題を抱える等の理由から、自らの居場所をなくし支援が必要なこども等が、放課後や休日に安心して過ごすことができる居場所として「こどもカフェ」を、余裕教室、地区コミュニティセンター、公民館などの既存施設や自治会館、空き店舗等を活用して設置する。
こどもカフェには、親や学校に言えないことを気楽に相談でき、また雑談相手になってくれる「こどもが信頼できる大人」を配置し、主に小学生を対象に、居心地の良いこどもの居場所とする。

○子ども交流館(こども企画課)

→子どもたちの健全な遊びの場を提供する。

○千葉市科学館の利用促進(教育委員会生涯学習振興課)

→子どもたちの探究心向上と創造力育成のための参加体験型「科学館」の利用を促進する。
ボランティアの募集及び育成も行う。

○放課後子ども教室推進事業(教育委員会生涯学習振興課)

→小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施する。

エ) 子育て家庭

○子育てリラックス館の充実(保育支援課)

→子育てへの不安感や精神的負担感等の解消を図る。

○育児サークルの支援(健康企画課)

→育児のための知識の普及と情報交換や子育て親子の友達づくりを支援する。

オ) 多世代・地域の交流

○既存施設の有効活用(地域福祉課・全庁的取り組み)

→公共施設・福祉施設の有効活用、空き店舗・空き家に関する情報の収集や民間で行っている助成金の情報提供を行う。

○学校体育施設開放事業(教育委員会社会体育課)

→学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供する。

○異世代交流の推進(高齢福祉課)

→高齢者の豊富な知識や経験、専門的な技能等を、老人クラブやことぶき大学校の活動等を通じて、若い世代に伝承する機会を充実させる。また、児童から高齢者まで、幅広い世代の参加によるスポーツや交流会の開催などを促進する。

○保育所(園)地域活動事業(保育運営課)

→世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施する。

○学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業(教育委員会指導課)

→子どもたちの地域に対する愛着をはぐくむため、学校・家庭・地域が連携して過ごしやすいまちづくり事業を推進する。

取組項目④ 社会参加の機会促進

○シルバー人材センターの充実(高齢福祉課)

→高齢者の知識や技術、経験等を社会で積極的に活用できるように、市民や企業に対して、(社)千葉市シルバー人材センターの事業内容等のPRを積極的に行う。また、高齢者が就業するための技能の習得や研修活動についても充実させる。

○ことぶき大学校(高齢福祉課)

→高齢者等の方を対象に、豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自己の教育」、「地域や多世代の人との交流」、「地域社会への参加と仲間づくり」の促進、「ボランティア人材の育成」を教育目標として、学習と活動の場を提供する。

○障害者の就労支援(障害企画課)

→職場体験実習事業を実施するとともに、障害者パソコン講座を開設し、パソコン技能を身につけ就労の機会を拡充する。

○母子家庭等の就業自立支援(健全育成課)

→母子家庭等の経済的自立を支援するため、就業相談や講習会の実施など就業支援策を拡充。また、より良い就業に向けた能力を開発するために「自立支援教育訓練給付金事業」「母子家庭高等技能訓練促進費事業」を実施する。

○千葉市ふるさとハローワーク事業(産業支援課)

→国と共同で、職業紹介と就労・生活支援相談をワンストップで対応し、就業や就労の定着化の促進を図る。

基本テーマ3 支え合いの仕組みづくり

【ア 現状における課題】

⑤支援ネットワーク

町内自治会や民生委員・児童委員、社協地区部会、ボランティア、NPOなどが、住民と地域のネットワークをつくり、支援を行うことが必要とされています。地域のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯では、近くに親族が住んでいないことも多いことから、高齢者が高齢者を介護しているといった状況も増えています。

また、子育ての不安を相談できずに孤独を感じている母親もいます。こうした方々に対し地域で住民による支えあいの仕組みをつくる必要があります。

⑥防犯体制

こどもや**高齢者**などへの犯罪も増えているため、**例えば、**こどもへの犯罪に対しては登下校時などにおいて、こどもの安全を確保するなど、地域における防犯体制を確立する必要があります。

⑦防災体制

災害時におけるひとり暮らしの高齢者や障害者などへの支援について、緊急時の対応が大きな課題となっています。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

⑤支援ネットワーク

地域で住民による支えあいの仕組みをつくる活動を支援していきます。関係機関が連携して虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）問題への対応を図っていきます。

⑥防犯体制

地域で防犯情報を共有すること支援するとともに、パトロールやセーフティウォッチなど、地域での防犯体制づくりの支援に努めます。

⑦防災体制

地域の自主的な防災活動を支援するとともに、災害発生時など緊急時の支援・行動体制を構築して、安心して生活できる地域をつくります。

高齢者の見守り支援については、地域における問題意識もより一層高めて、取り組みを波及させる必要があるね。



【ウ 主な取り組み】

取組項目⑤ ネットワークの充実

ア) ボランティアネットワークの機能強化

○ボランティアセンターの機能強化(千葉市社会福祉協議会)

→幅広い住民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上を図り、ボランティア活動を支援する。ボランティア活動が高まるよう、コーディネート機能強化を図る。

○ボランティアズカフェ(市民自治推進課)

→様々なボランティア情報を一元的・総合的に市民に提供し、ボランティア活動へのきっかけづくりの場とする。

○ボランティア保険制度(地域振興課・千葉市社会福祉協議会)

→地域で活躍しているボランティアや団体が安心して活動するための、ボランティア保険制度を周知する。

イ) 安否確認ネットワークの充実

○安心電話・緊急通報装置の設置、SOSネットワークの整備、認知症への支援(高齢福祉課)

→ひとり暮らしの高齢者に対する、電話による安否確認や緊急通報装置の配置。徘徊により高齢者が行方不明になった場合の警察と市による連絡網を整備・拡充する。

ウ) 子育てネットワークづくり支援

○次世代育成支援対策の推進体制の検討(こども企画課)

→民間企業、保育、教育関係者などと連携し取組の普及・促進を図る。

○子育てフォーラムへの支援(こども企画課)

→地域における子育て支援の地域ネットワーク構築などを視野に入れ、地域で活動しているさまざまな団体・個人が実施している子育てフォーラムを支援する。

○「千葉市職員の子育て支援計画」に位置付けられている、子ども・子育てに関する地域貢献活動への市職員の参加の促進(給与課・全庁的取り組み)

→子ども・子育てに関する活動等の事業所管課は、庁内ネットワークを活用して市職員に情報を提供し、地域貢献活動への参加を促進する。

○地域保健推進員活動(健康企画課)

→地域保健推進員が、それぞれ担当地区を持ち、地域の身近な相談役として、主に2か月児の家庭訪問と育児サークル等の事業協力をし、地域と各区保健福祉センターのパイプ役となる。

○ファミリー・サポート・センターの充実(保育支援課)

→「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動組織の充実に努める。

エ) 虐待への対応ネットワークの充実

○高齢者虐待への対応(高齢福祉課)

→「あんしんケアセンター(地域包括支援センター)を窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取組みを行う。

○児童虐待・DVへの対応(健全育成課・児童相談所)

→民生委員・児童委員、小・中学校や特別支援学校の教諭を対象に、研修会を実施。また、児童虐待対応マニュアルを、小中学校をはじめとした関係機関に配布。

児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、関係機関との連携を図る。

オ) 団体間等の活動推進・連携支援

○社協地区部会の活性化(千葉市社会福祉協議会・地域福祉課)

→ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するように、積極的に情報の収集・提供・調査研究を行うとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進める。

○市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化(市民自治推進課)

→市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワーク構築を支援する。

○大学等と連携した地域活動の推進(政策企画課)

→大学と行政が連携し、大学の有する知的財産・人的資源及び専門知識と行政の有する地域情報やノウハウを相互活用し、地域活動を推進する。

○コミュニティビジネスの支援(産業支援課)

→コミュニティビジネスの促進のための環境づくり、支援事業を行う。

カ) サービス利用や法律行為の支援充実

○日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進(千葉市社会福祉協議会・地域福祉課・高齢福祉課)

→判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の利用促進を図る。

キ) ホームレスの自立支援ネットワーク

○ホームレス対策(保護課)

→巡回相談員による生活実態等の把握を行う。ホームレス問題連絡会議において、自立支援の施策に関する情報交換や連絡調整を行うなど必要な対応を図る。

取組項目⑥ 防犯体制の充実・安全確保

○市民防犯活動の支援(地域振興課)

→パトロール活動に必要な物品の配布など、防犯パトロール隊の育成・支援や、防犯街灯設置の助成、防犯活動に関する講座を実施する。

○地域防犯ネットワークの推進(地域振興課)

→関係機関や事業者と協働して防犯活動に取り組む千葉市地域防犯連絡会を発足するとともに、防犯情報提供システムの構築を図る。

○高齢者の消費生活サポートネットワーク(消費生活センター)

→高齢者向けの消費生活に関するパンフレットの作成・配布や、悪質商法による被害の防止に向けたサポートネットワークづくりを推進する。

○学校セーフティウォッチ(教育委員会学事課)

→地域住民や保護者が登下校時を中心に見回り、見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティアを推進する。

○こども１１０番のいえ(健全育成課)

→各中学校区青少年育成委員会が地域住民に協力してもらい「こども１１０番のいえ」の指定を増やし、子どもたちの登下校時における安全の確保を図る。

○交通安全総点検(維持管理課)

→安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進する。

取組項目⑦ 防災体制の強化・支援

○土砂災害警戒区域等における避難誘導体制の整備(総合防災課)(新規)

→大雨等による土砂災害から住民の生命・身体を保護するため、土砂災害ハザードマップの作成を通じて避難誘導体制を整備する。

○自主防災組織の育成(総合防災課)

→防災組織設置の際の機材供与、防災訓練への助成、機材購入の際の助成を行う。

○災害情報ネットワーク(総合防災課)

→災害情報を収集・伝達する安心・安全メールの配信や、地震ハザードマップの公開を行う。

○災害時ボランティア活動の推進(千葉市社会福祉協議会)

→社協ボランティアセンターにおいて、災害時のボランティア活動に関する理解深めるため、講座の開催や、関係機関と連携した災害ボランティアセンター設置訓練を実施する。

○災害時における、要支援者への対応(総合防災課)

→ひとり暮らし高齢者や障害者等の、災害時における要援護者に関する情報を市と地域住民が共有するなど、必要な支援策を行う。

基本テーマ4 意識啓発・人材育成

【ア 現状における課題】

⑧福祉に対する意識

地域に住む人が、お互いに個人を尊重して、それぞれの関係の多様性を認め合うこと、思いやり、助け合いのこころをより一層はぐくむ必要があります。

⑨担い手

地域福祉推進のためには、一人でも多くの人が地域福祉の理解を深め、地域福祉活動に参加することが必要です。既に活動をしている人は、地域のリーダーとして活躍することも期待されます。

若い世代の参加も望まれますが、いわゆる団塊の世代の人がこれまで培ってきた経験を地域のために活かすことが期待されます。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

⑧福祉に対する意識

あらゆる場と機会を通して、福祉のこころの醸成（こころのバリアフリー）に努めます。

特にこどもたちに福祉のこころを持ってもらうために、家庭、地域及び学校が連携し、こどもたちの学ぶ機会や体験する場をつくります。

⑨担い手

地域のリーダーやコーディネーター候補となる人を発掘し、充実した研修や学習の機会を増やして、地域福祉を担う人材を育てます。

地域福祉活動を実践している人は、他にもたくさんの活動に参加していて、新しいことに取り組む時間がなかなか無いんだ。新たな担い手の確保が課題だね。



【ウ 主な取り組み】

取組項目⑧ 福祉への意識を高める

ア) 啓発活動

○取り組みにつなげるための支援(地域福祉課・千葉市社会福祉協議会)(新規)

→地域福祉活動に対する市のサポート(後援など)先進事例の紹介、貢献者を紹介する。

○市職員による出前講座(広聴課・全庁的取組)

→専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による福祉活動に寄与するため、地域に出向いて「出前講座」を行う。

○児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動(健全育成課・障害企画課)

→児童福祉週間(5月)、障害者週間(12月)等における啓発活動を通して、地域とともに、こども・障害者の福祉についての関心と理解を深める。

○敬老事業を通じての高齢者を敬う意識啓発(高齢福祉課)

→敬老事業を通じて多年にわたり地域社会の発展に貢献した方々に対する感謝の意識啓発を行う。
また地域の高齢者に対する福祉活動や元気な高齢者の地域活動を紹介し、地域福祉推進の一助とする。

○人権週間等における人権啓発活動(市民総務課)

→人権週間(12月)等における、啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指す。

イ) 福祉教育

○学校における総合学習の時間を通しての福祉教育(教育委員会指導課)

→総合的な学習の時間等による福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で普通に暮らせるよう、自他を認め合い、尊重しあう心の育成に努める。

○ボランティア教育の推進(教育委員会指導課)

→ボランティア教育推進校の指定を進め、実施校にボランティア教育推進委員会を設置し、活動を推進する中で、ボランティア精神の基礎を培う。

取組項目⑨ 担い手の確保

ア) 担い手の創出

○新たな担い手の創出(地域福祉課・市民自治推進課・千葉市社会福祉協議会)(新規)

→ボランティア講座等参加者を、確実に実践につなげるための工夫(ボランティア団体等の情報提供)、学生へのボランティアの機会づくり、区地域福祉計画推進協議会委員によるボランティア講座の開催好事例の情報発信、ボランティアデータベースの構築を目指す。

○シニア(団塊)世代地域活動支援セミナー(市民自治推進課)(新規)

→シニア(団塊)世代の豊かな知識や経験を、ボランティア活動などの地域活動に生かすためのセミナーを開催する。

イ) 担い手の養成

○地域福祉リーダーの養成(千葉市社会福祉協議会・地域福祉課)

→講座の充実など、福祉活動推進員の活性化を図る。

○社会福祉研修センター(千葉市社会福祉協議会・地域福祉課)

→社会福祉事業に従事する方に対して、幅広い研修を行い、地域福祉を担う人材の養成と資質の向上を図る。

○民生・児童委員、主任児童委員の研修(地域福祉課)

→地域住民の複雑多様化する福祉ニーズに応えるために、研修内容の充実を図るとともに児童健全育成活動、母子保健活動の推進など地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対する研修を充実する。

○生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成(教育委員会生涯学習振興課)

→地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図る。

○ヘルスサポーターの養成(各区保健福祉センター健康課・保健所保健指導課・健康企画課)

→研修、講習会などを開催し、自分の健康目標をたて、それを実現するために、「健康づくりを実践する人」(ヘルスサポーター)の養成を推進する。

○ボランティア育成・活動支援の推進(国際交流課)

→国際化に対応した外国人市民とともに生きる地域社会の形成のため、ボランティア通訳の養成などを図る。また、国際交流・国際協力活動を実施している団体に補助することにより、事業の活性化と本市の活性化を図る。

ウ) ボランティアの実践支援

○認知症サポーターの養成講座(高齢福祉課)

→地域の自治会や職場、有志の集まりなどに講師が出向いて、認知症についての勉強会を実施し、認知症について正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成する。

○食生活改善推進員の養成(各区保健福祉センター健康課・保健所保健指導課・健康企画課)

→食生活を通して地域住民の健康づくりのために活動をしているボランティアの「食生活改善推進員」(愛称「ヘルスメイト」)の養成を推進する。

○ユースリーダーの養成(健全育成課)

→青少年活動のリーダーを養成するため、高校生・大学生を中心に宿泊研修を実施する。

○障害のある子どもの学校生活サポート(教育委員会養護教育センター)

→学校生活において介助の必要な肢体不自由児や難聴児に対し地域のボランティアの派遣を行う。

基本テーマ5 基盤づくり

【ア 現状における課題】

⑩福祉基盤

住民参加による自助・共助による取組みを進めるためには、今後も行政が中心となってバリアフリー化の推進等、推進等地域福祉の基盤の整備を進める必要があります。

⑪区地域福祉計画

住民主体（共助）で行う区計画については、より一層の推進のために一定の側面支援も必要です。

地域福祉を推進していくためには、福祉活動への関心を高めるとともに、住民の主体的な取組みが不可欠です。

そこで、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者などの様々な団体等が、行政と連携を深めながら、活動に参加する仕組みを作ることが必要です。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

⑩福祉基盤

バリアフリー化を推進するとともに、保健福祉センター等の既存施設を積極的に活用します。

⑪区地域福祉計画

区計画で取り組みの進まない項目や地域により差が生じている項目については、原因を分析のうえ、その障害を除去するための一定の支援を行います。

関係部局が連携して市全体でそれぞれの分野を超えた地域の取組みを支援します。地域福祉推進の中心的な役割を担う組織である社会福祉協議会との連携を深め、社会福祉を目的とする事業の企画、実施及び住民参加のための支援を行います。

地区部会は区計画の主な担い手だけど、その地区部会活動を積極的に推進している社会福祉協議会とは、今後とも連携を深める必要があるね。



【ウ 主な取り組み】

取組項目⑩ 福祉基盤の整備・活用

○バリアフリーのまちづくりの推進(維持管理課、地域福祉課、交通政策課、自転車対策課、教育委員会学校施設課、公園緑地事務所)

→乳幼児をもつ親、高齢者、障害者などすべての人が安心して外出し、活動できるよう、歩行者がまちを移動するときの安全性を確保するとともに、不特定多数の人が利用する公共的な施設などのバリアフリー化を推進する。

○交通アクセスの確保(交通政策課)

→交通不便地域の解消や、高齢者の外出支援、公共施設へのアクセスなど公共交通の利便性の向上を図る。

○保健福祉センターの活用(各区保健福祉センター)

→市民一人ひとりの保健福祉ニーズにあわせた相談からサービス提供までを総合的かつ一体的に行うとともに、地域保健福祉活動の場を確保する。

取組項目⑪ 各区地域福祉計画推進のための支援

ア) 広報・意識啓発

(再掲) ○取り組みにつなげるための支援(地域福祉課・千葉市社会福祉協議会)(新規)

→地域福祉活動に対する市のサポート(後援など)先進事例の紹介、貢献者を紹介する。

○区計画を推進するための、多方面からのサポート(地域福祉課・千葉市社会福祉協議会)(新規)

→区計画が推進されるよう行政と市社会福祉協議会が連携を強化、区推進協を活用して、区ごとに活動の手引書(活動の仕方・事例紹介)を作成紹介、区独自の支援策の検討。

(再掲) ○地域福祉計画ホームページの充実(地域福祉課)

→相互の情報交換機能の追加など充実に努める。

(再掲) ○地域福祉活動事例紹介の充実(地域福祉課)

→地域福祉活動を実践している団体への活動参加など、体験を通じた紹介の充実。

イ) 担い手を確保するための支援

(再掲) ○新たな担い手の創出(地域福祉課・市民自治推進課・千葉市社会福祉協議会)(新規)

→ボランティア講座等参加者を、確実に実践につなげるための工夫(ボランティア団体等の情報提供)、学生へのボランティアの機会づくり、区地域福祉計画推進協議会委員によるボランティア講座の開催、好事例の情報発信、ボランティアデータベースの構築を目指す。

(再掲) ○地域福祉リーダーの養成(千葉市社会福祉協議会・地域福祉課)

→講座の充実など、福祉活動推進員の活性化を図る。

(再掲) ○ボランティアセンターの機能強化(千葉市社会福祉協議会)

→幅広い住民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上を図り、ボランティア活動を支援する。ボランティア活動が高まるよう、コーディネート機能強化を図る。

(再掲) ○ボランティアズカフェ(市民自治推進課)

→様々なボランティア情報を一元的・総合的に市民に提供し、ボランティア活動へのきっかけづくりの場とする。

(再掲) ○社協地区部会の活性化(千葉市社会福祉協議会・地域福祉課)

→ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するよう、積極的に情報の収集・提供・調査研究を行うとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進める。

ウ) 活動資金・拠点を確保するための支援

○地域における活動資金づくりへの支援(地域福祉課・千葉市社会福祉協議会)(新規)

→バザー開催の推進、事例紹介、民間で行っている助成金の情報提供を行う。

(再掲) ○既存施設の有効活用(地域福祉課・全庁的取り組み)

→公共施設・福祉施設の有効活用、空き店舗・空き家に関する情報を収集・紹介する。

エ) 地域の連携支援

(再掲) ○地域の様々な組織・団体への直接的なアプローチ(地域福祉課・各区保健福祉センター)(新規)

→行政と各区地域福祉計画推進協議会委員の協働により計画の普及に努める。

(再掲) ○地域住民や団体が参加できる場の設定(地域福祉課・各区保健福祉センター)(新規)

→体験談・先進事例の紹介など行うフォーラムの開催。

○各区地域福祉計画推進協議会における積極的な情報提供・交換

(区保健福祉センター、千葉市社会福祉協議会、地域福祉課)

→情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整や広報を行う。